

## 大阪市生野区役所と株式会社 YOLO JAPAN との連携協力に関する協定書

大阪市生野区役所（以下、「甲」という。）と株式会社 YOLO JAPAN（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携協力のもとに、情報及び意見の交換に努め、次条で定める各連携事項において相互に協力し、生野区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 多文化共生に関すること
- (2) 外国人住民に向けた情報発信、コミュニティ支援に関すること
- (3) 外国人労働者の就労に関すること
- (4) 地域活性化に関すること
- (5) こどもたちの可能性を拓げること、教育に関すること
- (6) 区政の PR や広報、情報発信に関すること
- (7) その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

2 前項に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙とは必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

### （期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### （協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定で知り得た秘密情報は、第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲：大阪市  
生野区長  
(自署)

乙：株式会社 YOLO JAPAN  
代表取締役  
(自署)